

専決第 5 号

令和 7 年度 霧島市温泉供給特別会計補正予算（第 1 号）の
専決処分について

令和 7 年度霧島市の温泉供給特別会計補正予算（第 1 号）について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分する。

令和 7 年 7 月 1 4 日
霧島市長 中重 真一

令和 7 年度

温泉供給特別会計補正予算

(第 1 号)

霧 島 市

令和 7 年度 霧島市温泉供給特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度霧島市の温泉供給特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 30,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 113,800 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

歳入歳出予算補正

(単位：千円)

[illegible]

歲出

(単位：千円)

[illegible]

令和 7 年度

温泉供給特別会計補正予算
(第 1 号) に 関 する 説 明 書

霧 島 市

1. 総括 歳入歳出予算事項別明細書

(歳入)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2. 歳入

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

3. 歳 出

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]